



大切にしていること
保育のきまり

(令和7年度版)

社会福祉法人 富士愛育会

富士愛育園

目 次

大切にしていること

施設の概要

ごあいさつ

保育のきまり

- | | |
|---------------------|----|
| 1. 保育について | 6 |
| 2. 安全対策 | 12 |
| 3. 園児の健康管理 | 14 |
| 4. 災害時の対応 | 16 |
| 5. ご意見ご要望の解決のための仕組み | 17 |
| 6. 富士愛育園ふじの会 | 18 |

付録：登園許可証(用紙 A/B) 19～22

災害時緊急避難路図 23

日常のお祈り 裏表紙

大切にしていること

「うつくしいこころと つよいからだは わたしのたから」

平成 27 年度施行「子ども・子育て支援新制度」における保育の必要性の事由は次のとおりです。

①就労 ②妊娠・出産 ③保護者の疾病、障害 ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ⑤災害の復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待やDVのおそれ ⑨育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要

当園はこれに該当するご家庭のお子さんをお預かりし、キリスト教（カトリック）の教えを基本に、園のことばとする「うつくしい心とつよい身体」を育みます。

その育成にあたって三つの『かかわり』を大切にしています。

神様とのかかわりでは「お祈り」を、人とのかかわりでは「挨拶と親切や我慢ができること」を、自然とのかかわりでは「五感を使って自然の恵みを感じることを大切にしながら、一日一日丁寧な保育を心がけてまいります。

施設の概要

設置主体	社会福祉法人 富士愛育会 理事長 加藤 隆之
施設名	富士愛育園（私立認可保育所） 園長 藤本 俊
所在地	〒248-0013 鎌倉市材木座6丁目8-20 電話：0467-22-3465 Fax：0467-22-7028
設立認可(個人立)	昭和29年（1954年）5月1日
社会福祉法人認可	昭和30年（1955年）12月17日
園児定員	116名
職員配置	別表参照

富士愛育園は先の大戦中から終戦の激動の時代に鎌倉市長を務めた故鈴木富士弥氏の夫人マツ氏から、「自分の亡き後は鎌倉の子ども達のために役立ててほしい」として託された居宅跡に立地しています。

要請を受けた細井次郎氏はキリスト教幼児教育に強い信念を持つ教育学者で、この細井理事長のもと、昭和29(1954)年、マツ氏の遺志により夫富士弥氏の「富士」の二文字を園名に冠した「富士愛育園」はキリスト教園としてスタートを切りました。

爾来50年目にあたる平成16(2004)年には現在の園舎が完成し、令和6(2024)年の春、創立70年を迎えることができました。

ごあいさつ

富士愛育園に新たに入園される皆さま・在園の皆さま、ここに集って頂くご縁に恵まれましたことを深く感謝します。

この小冊子「大切にしていること 保育のきまり」は、園で毎日を過ごして頂くための決まりをまとめたものです。手に取ってじっくりお読みになって、園の生活とはどういうものなのか、何かが起こったときの心構えと対処はどうあるべきなのかを、しっかり心に留めて頂きたいと思います。

子どもは発達年齢にともなって他とのかかわりを広げながら成長して行きます。この過程で、毎日の現場では保育者が十分注意を払っていても怪我や事故は起こります。園の生活を通して様々なことを経験し、それをひとつひとつ乗り越えることで子どもの生きる力が育って行くことをご理解戴きたいと思います。

ここ鎌倉は長い歴史と恵まれた地勢に育まれたかけがえのない地です。この地で大切な乳幼児期を過ごすことが子どもにとって生涯の糧となるように、職員と保護者の皆様が協力し高めあいながら一日一日を過ごして行くことが出来ますよう、心から願っています。

ここに記した園の考えを職員だけでなく保護者の皆様と共有し、子どもが本来持っている力を信じ、応援しながらその成長を喜び、私たち大人も育って行きましょう。

園長 藤本 俊

保育のきまり

保育所の役割は「保育を必要としている未就学児とその家庭に対し適切な養護と教育を提供して支援する」ことです。

1. 保育について

1) 平日の保育

開所時間 7時から19時まで

※保育をご利用頂ける「保育時間」とは「就労時間＋往復の通勤時間」です。
買い物やお稽古事、きょうだい児の授業参観等学校行事など、就労以外の時間は含まれません。ご注意ください。

A：行政から《保育標準時間》に認定された方が利用できる時間帯は

● 7時から18時 です。

18時から19時まで延長保育を利用する方は、毎月の保育料とは別に延長保育料（利用回数に応じて）がかかります。

B：行政から《保育短時間》に認定された方が利用できる時間帯は

● 8時30分から16時30分 です。

7時から8時30分までの早朝保育を利用する方、16時30分から18時までの夕方保育を利用する方は、毎月の保育料とは別に時間外料金（各利用回数に応じて）がかかります。さらに18時から19時までの延長保育を利用する場合は延長保育料（利用回数に応じて）が必要です。

※保育短時間の方は懇談会・行事にも時間外料金がかかります。

※育児休業中の方は《保育短時間》の範囲内でご利用ください。

延長保育の終了時間（19時）は園の業務が終了し閉園する時刻です。19時までにお子さんを引取れるよう時間に余裕を持っておいで下さい。閉園時間までにお迎えがない場合はその都度特定延長料を徴収します。

※時間外保育料・延長保育料・特定延長料・その他の料金については別表をご覧ください。（これらの料金は理由の如何を問わず発生します）

※夕方保育・延長保育は就労のために必要な方のみご利用頂けます。お子さんが希望してもご利用にはなれません。

※標準時間認定の方は延長保育も含め一日最大12時間の保育を受けることが可能ですが、お子さんの健全な発達のため極力短く出来るようご配慮下さい。

2) 土曜日保育 開所時間 8時から17時(早朝・延長保育はありません)

A：行政から《保育標準時間》と認定された方が利用できる時間帯

- 8時から17時 です。

B：行政から《保育短時間》と認定された方が利用できる時間帯

- 8時30分から16時30分 です。

8時から8時30分までの早朝保育を利用する方、16時30分から17時まで夕方保育を利用する方は毎月の保育料とは別に時間外料金をいただきます。

土曜日保育利用の届け出書式

<職員配置の都合上、利用する週の水曜日まで>に必ずお届け下さい。

それ以降のお申込みはお引受けできない場合があります。お受けした場合でも食材発注の関係で木曜日以降の届け出分は給食が用意出来ないためお弁当をお持ちいただきます。

(除去食対応のお子さんは必ずお弁当をお持ち下さい)

- 週6日の登園はお子さんにとってかなりの負担となります。土曜日に出席する方には平日に一日お休み頂くようお願いしています。
- 平日と同じく9時10分までに登園して下さい(時間厳守)。
- 行事開催日の土曜日保育のご利用はご相談下さい。
- 保護者のどなたかが在宅の場合は自宅で過ごしましょう。
- お弁当持参日があります。「園だより」「献立表」で確認して下さい。
- 土曜日保育は合同保育のため5歳児ゆき組を含む全員が午睡します。
- 持ち物は平日と異なります。詳細は次ページをご覧ください。
- ひつじ・もも・ほし組のお子さんは離乳食が終了する(園が判断)7月以降からのご利用となります。またひつじ・もも・ほし組のお子さんが利用を開始するには慣らし保育が必要です(ご利用開始前週の土曜日またはそれ以前の土曜日)。
- 利用開始については前もって担任と相談の上、利用届をお出し下さい。
- 届出のための書式は園のホームページから取得することが出来ます。プリントしたものをご希望の方は事務室にお申し出下さい。

土曜日保育の持物

<p>ゆき組</p> <p>すみれ組</p> <p>うさぎ組</p> <p>ひよこ組</p>	<p>① リュックの中:連絡帳、食事セット(平日に準ず)、手拭きタオル、コップとコップ袋</p> <p>② 手提げ袋あるいは布団袋</p> <p>③ 着替え1組、オムツ(必要枚数)</p> <p>④ ビニール袋2～3枚 (氏名を明記したレジ袋等)</p> <p>⑤ 午睡用品 ご利用になる前日(金)に布団一式を袋ごと1階地域育児支援室入口前に置いてお帰り下さい</p>	<p>必要ないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●上履き ●水筒 ●スモック ●午睡用の服※ ●ポケット ●カラー帽
<p>ほし組</p> <p>もも組</p> <p>ひつじ組</p>	<p>① 通園用バック: 連絡帳、食事セット(エプロン2枚・口ふきタオル2枚)、手拭きタオル</p> <p>② 着替え:2組、オムツ(必要枚数)</p> <p>③ 着替え袋</p> <p>④ ビニール袋2～3枚 (氏名を明記したレジ袋等)</p> <p>⑤ 午睡用品(上記のゆき組～ひよこ組と同じ)</p>	<p>必要ないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●午睡用の服※ ●カラー帽

※土曜日保育では午睡前に着替えてそのまま帰るため午睡用の服は不要です

3) 休園日

原則として日曜日・国民の祝日・年末年始(12月29日～1月3日)ほか国が定めた休日は休園となります。(5月1日の開園記念日は開園)その他災害・疾病等により行政の指示で臨時休園となることがあります。

4) クラス

同年齢クラスでの活動を基本とします。
(1歳児は月齢によって2クラスに分れます)

- * 早朝・夕方・延長保育、土曜日保育は合同、夏期・冬期にも合同保育となる事があります。
- * 外部講師による特別保育：体操(2歳から)、音楽(4歳から)、造形・英語(5歳から)があります。(使用する教材費の一部をご負担頂きます)

年 齢	クラス名
0歳児	ひつじ組
1歳児	もも組 ほし組
2歳児	ひよこ組
3歳児	うさぎ組
4歳児	すみれ組
5歳児	ゆき組

5) その他ご留意いただくこと

○欠席と遅刻の連絡

欠席の場合：前日または当日の朝7時から8時半の間に電話でご連絡下さい。
登園は9時10分までとなっています。これを過ぎる場合には朝8時半までにご連絡下さい。

☆一日を楽しくスタートするため9時10分までに保育室に入り、お支度が終わっているようにして下さい。

降園が通常より早くなる場合：前もって連絡帳でお知らせください。

☆お仕事の都合で18時までにお迎えが出来ないときは必ず電話でお知らせ下さい。18時を過ぎると延長保育料がかかります。

☆クラスの活動に支障が出ないよう次の時間帯でのお迎えをお願いします。
お迎えは昼食前後・午睡後・おやつ後としますが、状況により対応します。

ゆき組は午睡しない10月以降も同様としていますがご相談下さい。

おやつ前の降園はクラスにより時間が異なります。

☆育休中の方は**保育短時間**の範囲内で早めのお迎えをお願いします。

○登園をご遠慮頂くケース

- * 通院または検診を受けて午前10時までに登園出来ないとき
- * 保護者(一方または両方)がお休みのとき
きょうだい児がお休みのとき(感染症・学校行事や習いごと等)
- * 荒天や災害時等(16ページ参照)

※やむを得ない事情があるときは別途ご相談下さい。

○緊急時の連絡（園→保護者）

連絡網として電子メール配信システムを採用しています。このシステムはツイッターとともに地震・津波・火災・巨大台風等災害時の連絡手段となりま
すから、受信が可能な事を普段からご確認下さい。

○面談をご希望の場合

随時可能ですが登降園時・保育時間中の面談や電話相談はご遠慮下さい。予め
お約束をお願いします。（7月・1月を強化月間として「面談週間」を設けて
います）

6) 給食

乳幼児は消化吸収排泄の各機能が未熟なため、発達に応じた食事を提供することが
大切です。また離乳期の体験によって味覚が発達し嗜好が形成されるため、食事の
味付けが重要になります。当園の給食は食材がどんな味を持っているかが理解でき
るよう薄味を心がけ、可能な限り化学調味料や添加物を含まない安全な材料を使用
して、栄養バランスに留意しながら季節感豊かな調理と献立を提供しています。
食を通じて子どもたちが健やかに成長し、健康的な食生活が送れるよう支援して行
きます。

全クラスに主食を含む完全給食を提供します。うさぎ組以上の幼児クラスは園に給
食費をお収め頂きます。別表をご覧ください。

除去食：アレルギー症状のあるお子さんには医師の診断によってご提出頂く
園規定の書式(国に準拠)に基づいたアレルギー対応食を提供します。
詳細は保護者・栄養士・担任の保育士との話し合いで決定します。

離乳食：栄養士と担任がご家庭の状況を伺い、相談しながら進めます。

献立表：給食とおやつの献立表を前月末日に配布します。

おやつ：手作りおやつを実施しています。

※水分補給のため、うさぎ組・すみれ組・ゆき組は水筒が必要です。

水筒には水・麦茶・ほうじ茶のいずれかを入れて下さい。

（水筒はストロー付ではない吸い口付のもの・コップ不可）

7) 集団生活と自立に向けて

保育者だけでなく子ども自身ができるように全ての持ちもの・身につけるものに氏名・お印を明記して下さい。(薄れて来たら書き直しをお願いします)

- 落し物・忘れ物は毎月末に処分しますのでご注意下さい。
- 安全面に配慮した子ども自身が扱いやすく活動しやすい服装と靴をご用意下さい。次のものは園での使用を禁止します。

スカート、スカート(フリル)付ズボン、ダメージジーンズ、フードつきの服(ジャケットは可ですが安全のためフードを衿の中に入れてさせていただきます)、ロングコート、着丈や袖が長いチュニック・トレーナー・Tシャツ、肩開きのシャツ、肩ひものキャミソール、紐靴、革靴、厚底靴、サンダル(水あそび用のものを除く)、ビーチサンダル、クロックス、ブーツ

- 袖・裾の長いものは必ず折って下さい。
- 靴はサイズの合ったものを履かせて下さい。
- 長い髪は飾りのないゴム製のものでまとめて下さい。ヘアピンは禁じます。
- パッチン止めやゴムは飾りのないもので、おくれ毛を押さえるために必要な数までとします。(ひつじ・もも・ほし組は禁止)
- 玩具や食べ物の持ち込みを禁止します。朝食は登園前に済ませ、身支度を整えて登園して下さい。途中で食べたり手に持っているお子さんを見かけます。
- 他児との区別のためリュックに小さいマスコット(大人の手のひらに入る程度の大きさのもの)を1つ付けても構いません。(光る・音がする等子どもが遊んでしまうものは禁止)

8) 提出物と納金、物品の購入

- 期日を必ずお守り下さい。締切日に欠席の場合は電話またはFAXでご連絡下さい。締切日を過ぎてのお申し込みはお受け出来ません。
- 給食費(うさぎ組以上)・駐車場代(利用者のみ)は6ヶ月ごとに纏めてお振り込み頂きます。詳しくは別紙をご覧ください。
- これ以外の納金はお手持ちの封筒に代金を封入し、必要事項を記入した「用品購入申込書」を貼付して担任にお渡し下さい。(申込書は園のホームページから取得できます)

2. 安全対策

〔門扉の開閉〕

門扉は9時10分に施錠します。出入はインターホンでお知らせ下さい。
インターホンは安全上必ず大人が押して下さい。子ども(小学生等も含む)が押した場合はロックを解除しません。門扉は事務室から手動で操作しており、解錠から30秒経過しても施錠されないと警報音が鳴る仕組みになっています。短時間であっても子どもが飛び出す可能性があるため、扉の開閉は必要最小限にして下さい。門扉を開けたままお子さんを待つのはやめて下さい。
出入後に門扉が施錠されたことを必ず確認して下さい。

〔登降園時〕 *大切なお子さんの安全確保のために*

- 園で発行する園児確認証を必ず表面が見えるように首から下げて下さい。
- 園児調査票に登録があり確認証をお持ちの方にお子さんをお渡しします。確認証がない場合は園の書式に必要事項を記入して頂きます。園児確認証は個人に発行されており家族でも使い回しすることは出来ません。
- 保育室まで保護者が責任を持って送迎して下さい。
- 送迎時の危険を避けるためお子さんの手をしっかりとつないで下さい。
- 降園時にデッキや園庭、園の遊具で遊ぶことは出来ません。
- 夕方6時以降は延長保育の保育時間です。延長保育を受けずにお帰りの方はすみやかにご退出下さい。
- 安全のため集団での登降園を禁じます。路上での保護者同士の立ち話はお子さんにとって大変危険です。お子さんから意識を外さないで下さい。
- 安全誘導の職員がいる場合は指示に従って下さい。園舎付近は道路が狭く車の通行も多いため、事故に遭わないよう十分ご注意ください。
- ストライダー・キックボード等の乗り物で登園することを禁じます。
- 都合によりやむをえず車で送迎する方は、園の駐車場(有料、一時利用不可、利用料金は別表参照)を申し込むか近隣のコインパーキングをご利用下さい。車を利用するときは近隣の迷惑にならないよう十分な配慮をお願いします。徐行・一時停止等の法令をお守り下さい。
- 園舎付近の緑舗装部分や歩道・道路上に駐車することを禁じます
- 光明寺の駐車場や周辺の路上に駐車しないで下さい(苦情が来ています)
- 乳幼児はチャイルドシートを使うよう道路交通法で規定されています
- 園舎横(一方通行路)のグリーンベルトには駐車出来ません。

◀園の駐車場▶ 朝夕各15分ずつの交代制で年度毎に新規の申込みが必要です。
希望時間が重複した場合は抽選となります。園の駐車場は契約者のみ平日
の個別に決められた時間しかご利用になれません。
車の乗降は路上ではなく駐車場内で行って下さい。なお駐車場内のトラブ
ルに園は関与しません。ご自身で解決をお願いします。

●自転車のルールとマナー

園舎付近は道路が狭く一方通行になっていますが、自転車の逆走は許可されて
います。安全のため法令を遵守し次のことにご留意下さい。

- 自転車を利用するときはお子さんだけでなく保護者もヘルメットを着用し
て下さい。
- 登降園の際は左側通行で速度に留意し、交差点では必ず一旦停止しまし
よう。対向車が来たときは安全な場所に停止して待ちましょう。
- 歩行者の側を通る時は自転車の接近を知らせる配慮をお願いします。
夜間は自身の存在を知らせるために必ず点灯して下さい。
- 親子が安全に乗れるよう設計され認証を受けた自転車を利用しましょう。
- 自転車保険への加入が必要です。必ずお手続き下さい。
- 自転車はエントランス白枠内またはA駐車場の指定場所に置いて下さい。
- お子さんを自転車に乗せたままその場を離れるのは転倒の危険があるため
絶対にやめて下さい。
- 登園時間ギリギリに飛ばして来る危険な自転車を何とかしてほしいと何度
もクレームを受けています。十分ご注意下さい。

●オートバイ（原動機付自転車・自動二輪車）で登降園する方

以下の点に留意し、速度を抑え、法令を遵守した安全な運行をお願いします。

- 必ず任意保険にご加入下さい。
- 二人乗り可能な二輪車に運転者以外の者が乗車する場合は運転者の
後に座ることが定められています。三人が乗車することは出来ません。
- 乗車する全員が二輪車用の基準を満たしたヘルメットを着用し、安全に
配慮した適切な服装でご乗車下さい。
- 園付近の一方通行路は二輪車の逆走が許可されていますが、安全のため
可能な限り一方通行の指定方向で走行するようご協力下さい。
- 送迎時に駐車するときは車の轉向の支障とならないよう指定の場所に置い
て下さい。

3. 園児の健康管理

健康診断

園児の健康診断は園医（小児科）による年二回の健康診断と鎌倉市の保健師による月一回の身体測定を行っています。歯科検診は年二回、耳鼻科・眼科の検診は年一回行います。内科（小児科）の検診は保育を受ける上で義務となっています。予め日程を調整して必ず受診して下さい。

病気（感染症）

当園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。そのような環境のなか、感染症の集団発症や流行を可能な限り阻止することで子どもたちが快適に生活できるよう、厚生労働省のガイドラインに沿った取扱いを行っています。ご家庭でお子さんやご家族が感染症にかかった場合は、園での拡散を防ぐためすみやかにご連絡下さい。

① 登園を自粛していただく場合（乳児は季節により多少の変動あり）

発熱：37.5度以上を「発熱」と定義します。（平熱が35度台の方は37度以上）

前日38度以上の発熱の場合⇒平熱になって24時間経過した日の翌日から登園

嘔吐 ⇒ 24時間以上嘔吐がなかった日の翌日から登園

下痢 ⇒ 普通の便が出た日の翌日から登園

お子さんが病気の時はご家庭で安静にしてお休み下さい。

インフルエンザ他の感染症は別途定めています。

② 保護者への連絡

お子さんが保育中に発病したとき、発熱・下痢・嘔吐・ケガ・その他必要な場合は保護者に電話します。連絡先として必ず通じる電話番号をご登録下さい。

連絡を受けたときは速やかなお迎えをお願いします。発症したおさんはクラスまたは2階エレベータ奥の職員休憩室（医務室）でお迎えを待ちます。

意見書(用紙A)・登園届(用紙B)の提出が必要な疾患

19～22 頁の「意見書」《用紙A》および「登園届」《用紙B》をご参照下さい。

※新型コロナウイルスおよびインフルエンザの書式は他の感染症と異なります。

園のホームページ＞書式ダウンロード＞登園許可書Bから入手出来ます。

ご家族が「A」に記載の感染症や新型コロナ・インフルエンザに罹患しときも必ず園にご一報下さい。発症した方は園内への立入りが出来ず、送迎は門外で職員を介して受け渡すこととなります。お子さんが体調不良でお休みのときはきょうだい児も原則ご家庭でお過ごし下さい。やむを得ない場合は別途ご相談下さい。

薬の取扱い

服薬は生命にかかわる行為です。保護者に代わり職員が薬を服用させるには『与薬依頼連絡票』による保護者からの依頼がないと行えません。

安全のために指定された提出方法を厳守して下さい。(塗り薬も同様)

- 医師が処方したものに限り(市販薬、保護者の判断で持参した薬は不可)
- 座薬は原則として不可
- 服薬の指示は医師にしか出来ず、園で判断することは出来ません。
抗アレルギー剤等アレルギー関連の薬剤は予めご相談下さい。

服薬を依頼する方法

- 「与薬依頼連絡票」を提出
- 連絡帳に与薬を依頼することを明記
薬(またはシロップ)は一回分ずつ袋に分け(容器に入れ)、すべての袋や容器に記名すること
- 当日分のみ受付 (塗り薬は処方された一週間分までお預かり出来ます 初日に期間を明記した「与薬依頼連絡票」をお出し下さい)
- 「薬剤情報提供書」がある場合は必ず添付すること
- 「解熱剤・下痢止め」は預かりません
(発熱や下痢の症状があるときは登園不可のため)

ケガについて

心身の成長に伴って活動が活発になり、子ども同士のかかわりも深まります。保育者が気をつけていても残念ながらケガを避けることは出来ません。大きなケガに至らないためにもご家庭で次の点を毎日意識しご配慮下さい。

- 快食・快眠・快便で、朝から楽しい気分で元気に登園して下さい。
- 毎朝爪を調べ、伸びていれば短く整えて下さい。加害した場合でも相手に傷跡を残さないため普段からヤスリで整えておくことをお勧めします。

ケガの状況により保護者に連絡し、医療機関を受診します。

当園ではケガの状況によっては両家庭に連絡し、負傷させてしまったご家庭から相手先に謝罪の電話を入れていただくようお願いしています。爪は危険防止の観点から必要な場合は保育士がヤスリを当てる等の予防措置をとる場合があります。予めご了承下さい。

4. 災害時の対応

1) 園児が在園しているとき

状 況	対 応 ・ 連 絡 方 法
巨大台風・豪雨等で「警戒レベル4 避難指示」が発令されたとき	原則休園となり園舎内で待機します。メール・ツイッター等で状況を配信しますのですみやかなお迎えをお願いします。
園舎が火災(地震以外)で残留できないとき	メール・ツイッター等で状況を配信し、光明寺または材木座海岸で園児を受け渡します。
南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき	状況に応じてメール・ツイッター等でお迎えをお願いします。園からの配信が不出の場合には、防災無線・鎌倉市防災安全情報メール・広報車・鎌倉FM等をご確認下さい。
直下型地震が発生または緊急地震速報が発表されたとき	①園児と職員の生命を確保するため、直近の材木座6丁目奥(指定一時避難所)に避難します。安全が確認出来次第市立第一中学校(指定拠点避難所)または園舎に移動します。 ②広報に基づき、大津波(波高3m以上)の恐れがなく園舎の使用が可能な場合には園舎内で待機します。 いずれの場合にもメール・ツイッター等で状況を配信しますのでご自身の安全を確認の上お迎えをお願いします。

<園のツイッターアカウント：@fujiaiikuen> 平時からのフォローをお勧めします

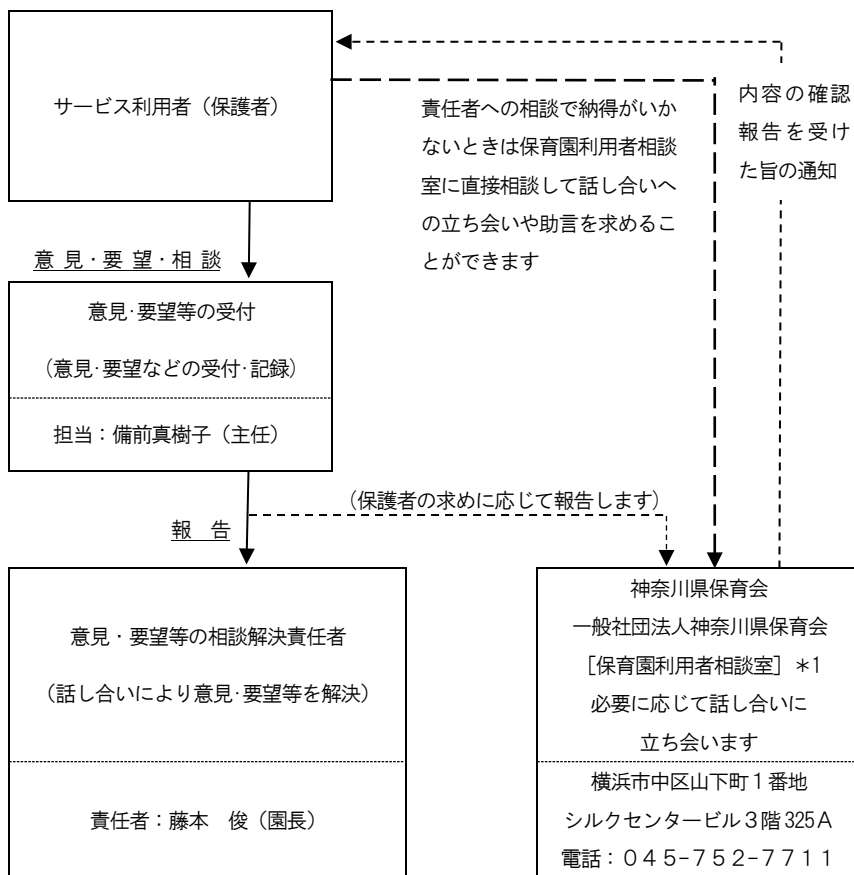
※いずれの場合も園児および保護者の安全を第一とし、被災状況・交通状況を十分考慮した上でご対応頂くものです。

避難訓練は毎月実施、年一回(通常9月)避難先からの引取訓練を行います。年間計画表で日程をご確認頂き必ずご参加下さい。

2) 早朝・夜間など園児が在宅のとき

「特別警報」「警戒レベル4 避難指示」以上が発令	行政の指示で休園となる場合があります 園からの連絡をご確認下さい
南海トラフ地震臨時情報発表	
大規模災害(大地震等)発生	

5. ご意見・ご要望の解決のための仕組み



※ 相談解決の結果(改善事項)は口頭または文書で責任者からご報告します。

※ 以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は神奈川県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることもできます。

(福祉サービス運営適正化委員会の連絡先：電話045-317-2200)

*1 神奈川県保育会保育園利用者相談室第三者委員(令和6年度)

田辺有二(社会福祉法人幼年保護会横浜家庭学園長) 坂口敏子(神奈川県民生委員児童委員協議会理事) 新保幸男(神奈川県立保険福祉大学教授) 宮田丈乃(神奈川県保育会副理事長)
小川 晃(神奈川県保育会前監事)

6. 富士愛育園ふじの会

富士愛育園ふじの会は入園と同時に入会していただく保護者会です。富士愛育園の保育をより良く理解し、園児の健全な成長に資するため、園の行事等を積極的に支援します。併せて保護者相互の交流を深めることを目的とします。会費（運営費）は毎年度初めの総会で予算承認後に一年分を一括で納入していただきます。（分割はご相談下さい）

富士愛育園ふじの会の主な活動

- 4月 総会（一年間の活動を決める総会です。可能な限りご出席下さい）
- 10月 運動会の支援
- 11月 ふれあいFuji（企画段階から保護者が参加するイベント）
- 3月 卒園児の支援
- 他各イベントの支援

同会の活動のための分科会

- *役員会：同会の活動計画および予算の立案と承認を計る。活動と決算を会員に報告する。
- *委員会：承認を得た活動計画・予算に基づき、その執行にあたる中心的機関。基本的に毎月1回行われる。
- *編集班：園児の生活・活動を記録するための「ふじ」誌を編集・発行する委員会のプロジェクトチーム。

その他各行事の都度、交通整理等お手伝い頂くスタッフを募集しています。

付 録

A<医師用>

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となつてからの登園であるようにご配慮ください。

A 医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが、かさぶたになってから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱） アデノウイルス3, 4, 7, 11型	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱・充血等の主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎（はやり目） アデノウイルス8, 19, 37型	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157, O26, O111等)		症状が治まり、さらに抗薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌の陰性が確認されたもの
急性出血性結膜熱	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

インフルエンザ・新型コロナウイルスは B<保護者用>にある専用書式で提出して下さい

[組、氏名は保護者をご記入下さい]

<h2 style="margin: 0;">意 見 書</h2>	
富士愛育園園長 殿	組 氏名 _____
病名 _____	
年 月 日から症状が回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。	
年 月 日	
医療機関 _____	
医師名 _____ (印)又はサイン	

令和7年1月改訂版

B<保護者用>は他に新型コロナ用およびインフルエンザ用があります。

どれも園のホームページ>書式ダウンロード>登園許可証から入手できます。

B<保護者用>

登園の際には、下記の登園届（保護者記入）の提出をお願いいたします。

（なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。）

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。

なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

B 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症して数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ 他）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水ぶくれ・ただれの影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが、かさぶたになってから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
伝染性膿痂しん（とびひ）	湿潤な発しんがある間	発しんが乾燥しているか、湿潤部位が覆える程度のものであること（発しん、かさぶたが湿っている間は、接触による感染力が認められる）
伝染性軟属腫（水いぼ）		掻きこわし傷から、滲出液が出ているときは清潔なガーゼなどで覆うこと
頭じらみ症	発症から駆除開始し数日間	駆除を開始していること（家庭でのケアが必須）※2回目の診察は不要です

登園届（保護者記入）

富士愛育園園長 殿

組 氏名

病名「

」と診断され、

年 月 日 医療機関

]において

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

保護者名

☑又はサイン

平成29年11月改訂版

インフルエンザ用感染症届出書（保護者記入）

クラス

園児名

受診日 年 月 日（ ）

受診医療機関

インフルエンザ（ ）型

出席停止期間中の体温 *1日2回以上の検温を行ってください。

	発症日 0日	発症後 1日	発症後 2日	発症後 3日	発症後 4日	発症後 5日	発症後 6日	発症後 7日	発症後 8日
月 日 (曜日)	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	()	()	()	()	()	()	()	()	()
体温 (朝)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
体温 (夕)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

登園ができない期間

※解熱した日によっては、発症後5日以上登園できない場合があります。
 ※咳、鼻水など症状が長引く場合は、医療機関を受診してください。

富士愛育園園長殿

上記の通り、発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過し体調が回復
 しましたので登園させます。

年 月 日

保護者名

新型コロナ用感染症届出書（保護者記入）

クラス

園児名

受診日 年 月 日（ ）

受診医療機関

出席停止期間中の体温 *1日2回以上の検温を行ってください。

	発症日 0日	発症後 1日	発症後 2日	発症後 3日	発症後 4日	発症後 5日	発症後 6日	発症後 7日	発症後 8日
月/日 (曜日)	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
体温 (朝)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
体温 (夕)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

登園できない期間

※症状が出ている場合は発症5日後以降でも登園できません。

※咳、鼻水などの症状が長引くときは医療機関を受診してください。

富士愛育園園長殿

上記の通り、発症後5日が経過しかつ症状が治まってから24時間以上となったので登園させます。

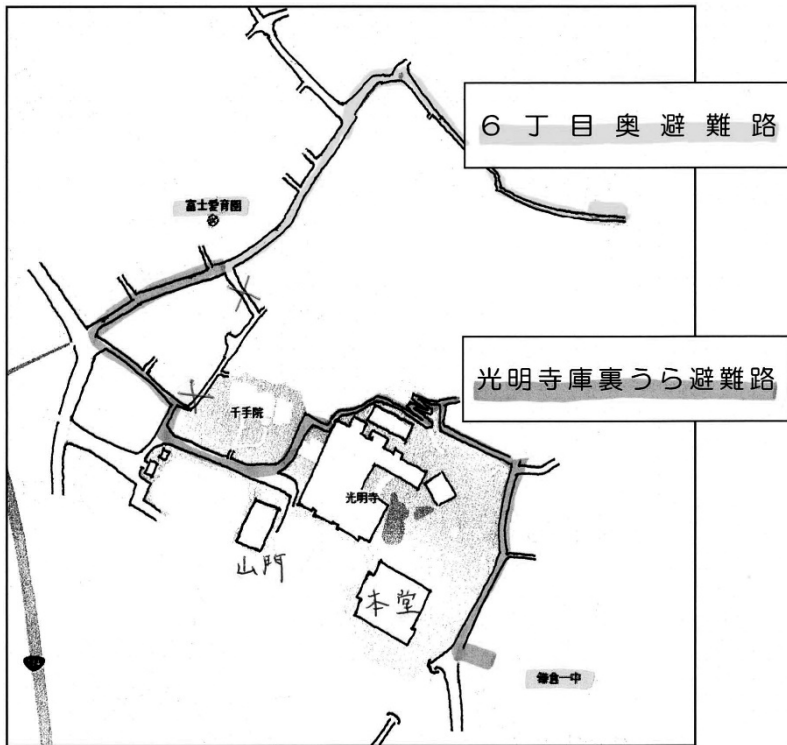
年 月 日

保護者名

災害時緊急避難路図

関東大震災クラスの直下型地震と東南海地震に備えた避難路を2カ所設定しています。直近の6丁目奥避難路は鎌倉市の一時避難所に指定されており、10分以内に20メートル超の高さまで到達することが可能です。大地震と大津波が予想される場合には何よりもまずここへ避難することで津波による人的被害を回避し、その後鎌倉市の指定防災拠点である市立第一中学校へ移動します。

もう一つの光明寺庫裏うら避難路は光明寺背後の30メートルほどの高さにある第一中学校へ移動するためのルートのひとつです。避難の最終目的地は設備のある第一中学校ですが、園舎の損害が軽微で使用が可能な場合には十分に安全を確認したのち園舎に戻ります。（毎年第一中学校付近での引取訓練を実施しています）



日常のお祈り

主の祈り

天におられるわたしたちの父よ 御名^{みな}が聖とされますように
御国^{みくに}がきますように
御心^{みこころ}が天におこなわれるとおり 地にもおこなわれますように
わたしたちの日ごとの糧^{かて}を 今日もお与えください
わたしたちの罪をおゆるしてください わたしたちも人をゆるします
わたしたちを誘惑に陥らせず 悪からお救^{すこ}いください アーメン

アヴェ・マリアの祈り

アヴェ・マリア 恵みに満ちた方 主はあなたと共におられます
あなたは女のうちに祝福され ご胎内^{おんこ}の御子イエスも祝福されています
神の母聖マリア わたしたち罪びとのために
今も 死を迎える時も お祈りください アーメン

朝の祈り

神様 新しい朝を迎えさせていただきありがとうございます
今日も一日 子どもと共に 朗^{ほが}らかに 健^{すこ}やかに
過ごすことができますように
まわりの人たちのことを考えることができますように
どんな時にも感謝することができますように どうぞ私達を守り
導いてください
主イエス・キリストのみ名によって アーメン